平成２３年（フ）第２２号
三重県伊勢市中島２丁目21番26号、住民票上の住所三重県松阪市豊原町552番地19
債務者　株戸　和子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２１６６号
埼玉県川口市大字峯1120番地の18
債務者　荒木　雅士
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３１号
さいたま市西区大字土屋1688番地　サニーコート石川101号、旧住所さいたま市西区大字佐知川1486番地15
債務者　川崎　京子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３２号
さいたま市西区大字土屋1688番地　サニーコート石川101号、旧住所さいたま市西区大字佐知川1486番地15
債務者　川崎　絵美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３３号
さいたま市西区大字土屋1688番地　サニーコート石川101号、旧住所さいたま市西区大字佐知川1486番地15
債務者　川崎　誠
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
埼玉県朝霞市幸町１丁目12番８号
債務者　堀口　武志
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
埼玉県朝霞市幸町１丁目12番８号
債務者　堀口　夏絵
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
さいたま市見沼区東大宮４丁目５番地25　ベルピア東大宮第６－２－201号、旧住所埼玉県三郷市幸房117番地１
債務者　渥美　幹夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０号
さいたま市桜区道場２丁目10番１号　２－504
債務者　菅原吾季子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
埼玉県川口市大字安行吉岡1522番地の８　ウエルハウス安行吉岡、旧住所埼玉県川口市中青木５丁目９番32号
債務者　飯田　恒男（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
埼玉県川口市幸町１丁目５番19―201号　グランディオスＴＮ
債務者　佐々木るみ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
岡山県倉敷市大内1243番地15　たちばなハイツ102
債務者　田中　早織（旧姓髙見）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘３丁目11番26号　グリーンヒル松ヶ丘Ａ―102号
債務者　田口　幸恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６号
静岡県掛川市初馬2517番地の169
債務者　稲垣　英利
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目17番地７
債務者　増山　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８２号
岡山県倉敷市西坂743番地５　西田コーポ202、住民票上の住所岡山県倉敷市西坂1342番地175
債務者　間野　彰
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目３番１号
債務者　石岡　一美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部